

独立行政法人日本芸術文化振興会情報公開取扱規程

平成15年10月1日独立行政法人日本芸術文化振興会規程第 5 号
改正 平成17年 4月1日独立行政法人日本芸術文化振興会規程第 95 号
改正 平成21年 4月1日独立行政法人日本芸術文化振興会規程第163 号
改正 平成23年 9月1日独立行政法人日本芸術文化振興会規程第221 号
改正 平成25年 4月1日独立行政法人日本芸術文化振興会規程第270 号
改正 平成27年11月5日独立行政法人日本芸術文化振興会規程第311 号
改正 令和 4年 4月20日独立行政法人日本芸術文化振興会規程第474 号
改正 令和 6年 4月 1日独立行政法人日本芸術文化振興会規程第514 号
改正 令和 7年 4月 1日独立行政法人日本芸術文化振興会規程第550 号

(趣旨)

第1条 独立行政法人日本芸術文化振興会（以下「振興会」という。）における情報公開の実施に係る取扱いに関し、法令又は別に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

(定義)

第2条 この規程において「法人文書」とは、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号。以下「法」という。）第2条第2項に規定する法人文書をいう。

2 この規程において「主務課等」とは、法人文書の記載された事案について最も深い関係を有する課又は監査室若しくは監事室をいう。

(窓口)

第3条 総務部総務課に、独立行政法人日本芸術文化振興会情報公開室（以下「情報公開室」という。）を、国立能楽堂事業推進課に独立行政法人日本芸術文化振興会国立能楽堂情報公開室（以下「能楽堂情報公開室」という。）及び国立文楽劇場事業推進課に独立行政法人日本芸術文化振興会国立文楽劇場情報公開室（以下「文楽劇場情報公開室」という。）を置く。

2 情報公開室、能楽堂情報公開室及び文楽劇場情報公開室（以下「各情報公開室」という。）は、振興会が保有する法人文書の開示を請求する者（以下「開示請求者」という。）に対して、独立行政法人日本芸術文化振興会法人文書管理規程第17条第1項に規定する独立行政法人日本芸術文化振興会法人文書ファイル管理簿その他関連資料等を用いて、法人文書の特定に資する情報の提供に努めなければならない。

(受付)

第4条 各情報公開室は、次に掲げるところにより開示請求を受け付けるものとする。

(1) 開示請求を受け付けるときは、開示請求者に法人文書開示請求書（別紙様式第1号（法第4条第1項に規定する事項を記載した書面を含む。）。以下「開示請求書」という。）を提出させるとともに、法第17条に基づいて振興会が定める開示請求手数料（以下「開示請求

手数料」という。)を徴収するものとする。この場合において、開示請求書に形式上の不備があるときは、開示請求者に参考となる情報を提供し、その補正を求めることができる。

(2) 開示請求書を受領したときは、開示請求者に開示請求書の副本1部及び開示請求手数料受領書を交付するとともに、開示請求書の写しを開示請求のあった法人文書を保有する主務課等に送付するものとする。

2 能楽堂情報公開室及び文楽劇場情報公開室は、国立能楽堂及び国立文楽劇場が保有する法人文書について、次に掲げるところにより情報公開室への開示請求を取り次ぐものとする。

(1) 開示請求を取り次ぐときは、開示請求者に開示請求書を提出させ、開示請求手数料を徴収するものとする。この場合において、開示請求書に形式上の不備があるときは、開示請求者に参考となる情報を提供し、その補正を求めることができる。

(2) 開示請求書を受領したときは、開示請求者に開示請求書の副本1部及び開示請求手数料受領書を交付するとともに、開示請求書の写しを保有し、開示請求書の正本は、情報公開室に送付するものとする。

(開示等の検討)

第5条 理事長は、法人文書の開示、不開示(以下「開示等」という。)を検討するに当たって、当該法人文書を保有する主務課等が属する部の長(当該主務課等が監査室又は監事室の場合は総務部長)の意見を求めるとともに、必要に応じて独立行政法人日本芸術文化振興会情報公開委員会(以下「情報公開委員会」という。)に意見を求めるものとする。

2 前項の情報公開委員会については、理事長が別に定めるものとする。

(開示等の決定)

第6条 理事長は、法第4条第2項に規定する補正に要した日数を除き、開示請求があった日から30日以内に開示等の決定をするものとする。

2 理事長は、法第10条第2項の規定により開示等の決定を更に30日以内の期間で延長するときは、別紙様式第4号により当該開示請求者に通知しなければならない。

3 理事長は、前2項の規定にかかわらず開示請求に係る法人文書が著しく大量であるため、開示請求があった日から60日以内にそのすべてについて開示等を決定することにより事務の遂行に著しい支障を生じるおそれがある場合には、法第11条の規定により開示請求に係る法人文書のうちの相当の部分については当該期間内に開示等の決定をし、残りの法人文書については相当の期間内に開示等の決定をすれば足りる。この場合、理事長は開示請求者に対し、開示請求のあった日から30日以内に、別紙様式第5号により当該開示請求者に通知しなければならない。

4 理事長は、法第12条第1項及び法第13条第1項の規定により事案を他の独立行政法人等及び行政機関の長に移送するときは、別紙様式第6号により必要資料等を添付して依頼するとともに、別紙様式第7号により当該開示請求者に通知しなければならない。

5 理事長は、法第14条第1項及び第2項の規定により第三者から意見を聴取するときは、別紙様式第8号及び別紙様式第9号により当該第三者に通知し、別紙様式第10号により第三者

に法人文書の開示に関する意見書を提出する機会を与えることができる。

6 理事長は、法第14条第3項の規定により第三者の意に反して開示するときは、別紙様式第11号により当該第三者に通知しなければならない。

7 理事長は、開示等の決定をしたときは、別紙様式第2号又は別紙様式第3号により当該開示請求者に通知しなければならない。

(開示の実施)

第7条 理事長は、法第15条第3項の規定により法人文書の開示を受ける者から別紙様式第12号又は別紙様式第13号による開示の実施方法の申出書が提出されたとき、又は法第15条第5項の規定により開示を受ける者から別紙様式第14号による更なる開示の申出書が提出されたときは、開示を受ける者の便宜を図って開示を実施するものとする。

2 前項の規定により開示を実施するときは、法第17条に基づいて振興会が定める開示実施手数料(以下「開示実施手数料」という。)を徴収し、開示手数料受領書を交付するものとする。

3 法人文書の開示は、原則として情報公開室において実施するものとする。ただし、当該法人文書の保有が国立能楽堂又は国立文楽劇場に特定される場合には、能楽堂情報公開室及び文楽劇場情報公開室において実施できるものとする。また、法人文書を移動することにより汚損等の危険性がある場合には、当該法人文書を保有する部において実施できるものとする。

4 開示を受ける者が法人文書の写しの送付による開示の実施を希望する場合は、情報公開室において法人文書の写しを送付するものとする。また、この場合、郵送料を徴収するものとする。

(開示実施手数料の減額等)

第8条 理事長は、前条第2項の規定にかかわらず、法第17条第3項の規定により開示を受ける者から別紙様式第15号により開示実施手数料の減額又は免除の申出があったときは、開示実施手数料を減額又は免除をすることができる。この場合、必要に応じて情報公開委員会の意見を求めるものとする。

2 理事長は、開示実施手数料の減額又は免除を決定したときは、別紙様式第16号又は別紙様式第16号その2により当該開示を受ける者に通知しなければならない。

(移送された事案)

第9条 法第12条第2項の規定により他の独立行政法人から移送された事案に係る開示等の検討及び決定並びに開示の実施については、第5条から前条までの規定に準じて行うものとする。

(審査請求)

第10条 理事長は、開示をしない旨の決定等について審査請求があったときは、情報公開・個人情報保護審査会の意見を求めるものとする。

2 理事長は、法第19条第1項の規定により情報公開審査会に諮問するときは、別紙様式第17号により諮問し、法第19条第2項各号に規定する者(以下「審査請求人等」という。)に対し、別紙様式第18号により通知しなければならない。

3 理事長は、審査請求に対する決定をしたときは、別紙様式第19号により審査請求人等に通

知しなければならない。

(雑則)

第11条 この規程に定めるもののほか、情報公開の実施に関して必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この規程は、平成15年10月1日から施行する。

附 則（平成17年 4月1日独立行政法人日本芸術文化振興会規程第 96号）

この規程は、平成17年 4月1日から施行する。

附 則（平成21年 4月1日独立行政法人日本芸術文化振興会規程第163号）

この規程は、平成21年 4月1日から施行する。

附 則（平成23年 9月1日独立行政法人日本芸術文化振興会規程第221号）

この規程は、平成23年 9月1日から施行する。

附 則（平成25年 4月1日独立行政法人日本芸術文化振興会規程第270号）

この規程は、平成25年 4月1日から施行する。

附 則（平成27年11月5日独立行政法人日本芸術文化振興会規程第311号）

この規程は、平成27年11月5日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

附 則（令和 4年 4月20日独立行政法人日本芸術文化振興会規程第474号）

この規程は、令和 4年 4月20日から施行する。

附 則（令和 6年 4月 1日独立行政法人日本芸術文化振興会規程第514号）

この規程は、令和 6年 4月 1日から施行する。

附 則（令和 7年 4月 1日独立行政法人日本芸術文化振興会規程第550号）

この規程は、令和 7年 4月 1日から施行する。

法人文書開示請求書

年 月 日

独立行政法人日本芸術文化振興会理事長 殿

氏名又は名称：（法人その他の団体にあつてはその名称及び代表者の氏名）

住所又は居所：（法人その他の団体にあつては主たる事務所等の所在地）

〒 TEL ()
連絡先：（連絡先が上記の本人以外の場合は、連絡担当者の住所・氏名・電話番号）

独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律第4条第1項の規定に基づき、下記のとおり法人文書の開示を請求します。

記

1 請求する法人文書の名称等

（請求する法人文書が特定できるよう、法人文書の名称、請求する文書の内容等をできるだけ具体的に記載してください。）

2 求める開示の実施の方法等（本欄の記載は任意です。）

ア又はイに○印を付してください。アを選択された場合は、その具体的な方法等を記載してください。

ア 事務所における開示の実施を希望する。

＜実施の方法＞ ① 閲覧 ② 写しの交付 ③ その他（ ）

＜実施の希望日＞

イ 写しの送付を希望する。

*以下は記入しないでください。

受理年月日	年 月 日	受付担当	()
決定期限	年 月 日	整理番号	
開示請求 手数料 (1件300円)	300円 × 件	円	(受付印)

「法人文書開示請求書」（裏面又は添付）

＜記載に当たっての注意事項＞

1 「氏名又は名称」「住所又は居所」

個人で開示請求する場合は、あなたの氏名、住所又は居所を、法人その他の団体の場合にあつては、その名称と代表者の氏名及び所在地を記載してください。ここに記載された住所及び氏名により、開示決定通知等を行うことになりますので、正確に記入願います。連絡等を行う際に必要になりますので、電話番号も記載してください。

2 「連絡先」

連絡等を行う場合に、「氏名又は名称」欄に記載された本人と異なる方に行う必要があるときは、連絡担当者の氏名、住所及び電話番号を記載してください。

3 「請求する法人文書の名称等」

開示を請求する法人文書について、その名称、お知りになりたい情報の内容等をできる限り具体的に記載してください。

4 「求める開示の実施の方法等」

開示を請求する法人文書について開示決定がされた場合に、開示の実施の方法、事務所における開示を希望される場合の希望日についてご希望がありましたら、記載してください。

なお、開示の実施の方法等については、開示決定後に提出していただく「法人文書の開示の実施方法等申出書」により申し出ることができます。

＜開示請求手数料の納付について＞

開示請求を行う場合には、1件の法人文書について300円を納付していただくこととなっています。

指定の金融機関に振り込み、領収書（写し）を本請求書に添えて提出してください。

なお、直接事務所の窓口において現金で納付することができます。

法人文書開示決定通知書

（開示請求者） 様

独立行政法人日本芸術文化振興会
理事長

年 月 日付けで請求のありました法人文書の開示について、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律第9条第1項の規定に基づき、下記のとおり、開示することとしましたので通知します。

記

- 1 開示する法人文書の名称
- 2 不開示とした部分とその理由

＊ この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、独立行政法人日本芸術文化振興会理事長に対して審査請求をすることができます。（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には審査請求ができなくなります。）

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この決定があったことを知った日から6か月以内に、独立行政法人日本芸術文化振興会理事長を被告として、同法第12条に規定する裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます。（なお、決定があったことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起できなくなります。）

3 開示の実施の方法等

- （1）開示の実施の方法等 ＊同封の説明事項をお読みください。

法人文書の種類・ 数量等	開示の実施の方法	開示実施手数料の額 （算定基準）	法人文書全体について開示の実施を受けた場合の基本額

- （2）事務所における開示を実施することができる日時、場所

- （3）写しの送付を希望する場合の準備日数、郵送料

＊郵送料は開示を希望するすべての文書を郵送する場合の料金です。一部のみ郵送を希望する場合は事前にご連絡をお願いいたします。

4 担当課等

<説明事項>

1 「開示の実施の方法等」の選択について

開示の実施の方法等については、この通知書を受け取った日から30日以内に、同封した「法人文書の開示の実施方法等申出書」に記載されている所要の開示実施手数料を納付して、申出を行ってください。

開示の実施の方法は、3(1)「開示の実施の方法等」に記載されている方法から自由に選択できます。必要な部分のみの開示を受けること（例えば100頁ある文書について冒頭の10頁のみ閲覧する等）や部分ごとに異なる方法を選択すること（冒頭の10頁は「写しの交付」を受け、残りは閲覧する等）もできます。一旦、閲覧をした上で、後に必要な部分の写しの交付を受けることもできます。（ただし、その場合は、最初に閲覧を受けた日から30日以内に、別途「法人文書の更なる開示の申出書」を提出していただく必要があります。）。

事務所における開示の実施を選択される場合は、3(2)「事務所における開示を実施することができる日時、場所」に記載されている日時から、ご希望の日時を選択してください。記載された日時に都合がよいものがない場合は、お手数ですが、4「担当課等」に記載した担当までご連絡ください。なお、開示の実施の準備を行う必要がありますので、「法人文書の開示の実施方法等申出書」は開示を受ける希望日の3日前には、当方に届くようにご提出願います。

また、写しの送付を希望される場合は、「法人文書の開示の実施方法等申出書」にその旨を記載してください。なお、この場合は、開示実施手数料のほかに、郵送料が必要になります。

2 開示実施手数料の算定について

(1) 手数料額の計算方法

開示実施手数料は、選択された開示の実施の方法に応じて、定められた算定方法に従って基本額（複数の実施の方法を選択した場合はそれぞれの合算額）を計算し、その額が300円までは無料、300円を超える場合は当該額から300円を差し引いた額となります。

（例）

○150頁ある法人文書を閲覧する場合：

100枚までごとにつき100円 → 基本額200円 → 手数料は無料

○150頁ある法人文書の写し（カラーで複写したものを除く）の交付を受ける場合：

用紙1枚につき10円 → 基本額1500円 → 手数料は1200円

○150頁ある法人文書のうち100頁を閲覧し、20頁について写し（カラーで複写したものを除く）の交付を受ける場合（残りの30頁は開示を受けない場合）：

閲覧に係る基本額100円 + 写しの交付に係る基本額200円 = 計300円 → 手数料は無料

(2) 手数料の減免

生活保護を受けているなど経済的困難により手数料を納付する資力がないと認められる方については、開示請求1件につき2000円を限度として、手数料の減額又は免除を受けることができます。減額又は免除を受けたい方は、「開示実施手数料の減額（免除）申請書」を提出してください。

(3) 手数料の納付

開示実施手数料は、提出される「法人文書の開示の実施方法等申出書」に、所要額を銀行で納付した納付書・領収証書を添付し、納付したことを明らかにしてください。

なお、直接事務所において現金で納付することもできます。

3 開示決定等に係る審査請求等

この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、独立行政法人日本芸術文化振興会理事長に対して審査請求をすることができます。（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には審査請求ができなくなります。）

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この決定があったことを知った日から6か月以内に、独立行政法人日本芸術文化振興会理事長を被告として、同法第12条に規定する裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます。（なお、決定があったことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起できなくなります。）

4 開示の実施について

事務所における開示の実施を選択され、その旨「法人文書の開示の実施方法等申出書」により申し出られた場合は、開示を受ける当日、事務所に来られる際に、本通知書をご持参ください。

5 担当課等

開示の実施の方法等、開示実施手数料の算定・納付方法、審査請求の方法等について、ご不明な点等がございましたら、本欄に記載した担当までお問い合わせください。

芸 第 号
年 月 日

法人文書不開示決定通知書

（開示請求者） 様

独立行政法人日本芸術文化振興会
理事長

年 月 日付けの法人文書の開示請求について、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律第9条第2項の規定に基づき、下記のとおり、開示しないことと決定しましたので通知します。

記

1 不開示決定した法人文書の名称

2 不開示とした理由

＊ この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、独立行政法人日本芸術文化振興会理事長に対して審査請求をすることができます。（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には審査請求ができなくなります。）

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この決定があったことを知った日から6か月以内に、独立行政法人日本芸術文化振興会理事長を被告として、同法第12条に規定する裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます。（なお、決定があったことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起できなくなります。）

担 当：独立行政法人日本芸術文化振興会 情報公開室
〒 (TEL.)

芸 第 号
年 月 日

開示決定等の期限の延長について（通知）

（開示請求者） 様

独立行政法人日本芸術文化振興会
理事長

年 月 日付けの法人文書の開示請求については、下記のとおり、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律第10条第2項の規定に基づき、開示決定等の期限を延長することとしましたので通知します。

記

1 開示請求のあった法人文書の名称

2 延長後の期間

3 延長の理由

*担当：独立行政法人日本芸術文化振興会 情報公開室
〒 (TEL.)

芸 第 号
年 月 日

開示決定等の期限の特例規定の適用について（通知）

（開示請求者） 様

独立行政法人日本芸術文化振興会
理事長

年 月 日付けの法人文書の開示請求については、下記のとおり、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律第 11 条の規定（開示決定等の期限の特例）を適用することとしたので通知します。

記

- 1 開示請求のあった法人文書の名称等
- 2 法第 11 条の規定（開示決定等の期限の特例）を適用することとした理由
- 3 開示決定等する期限
（ 年 月 日までに可能な部分について開示決定等を行い、残りの部分については、次に記載する時期までに開示決定等する予定です。）

年 月 日（ ）

*担 当：独立行政法人日本芸術文化振興会 情報公開室
〒 (TEL.)

様式第 6 号（第 6 条第 4 項関係）

芸 第 号
年 月 日

（他の独立行政法人等の長）
（行政機関の長） 殿

独立行政法人日本芸術文化振興会
理事長

開示請求に係る事案の移送について

年 月 日付けで開示請求のあった事案については、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律第 1 2 条第 1 項（第 1 3 条第 1 項）の規定により、下記のとおり移送します。

記

開示請求に係る法人文書名	
請求者名等	氏名： 住所： 電話番号：
添付資料等名	
備考	

<連絡先>

独立行政法人日本芸術文化振興会
情報公開室

TEL：

FAX：

E-mail：

芸 第 号
年 月 日

（開示請求者） 様

独立行政法人日本芸術文化振興会
理事長

開示請求に係る事案の移送について（通知）

年 月 日付けで開示請求のありました事案について、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律第12条第1項（第13条第1項）の規定により、下記のとおり他の独立行政法人等（行政機関）に移送しましたので、通知します。

記

開示請求に係る法人文書名	
移送年月日	年 月 日
移送先の独立行政法人等の長（行政機関の長）	独立行政法人等の長（行政機関の長） （連絡先） 担当部課室名： 担当者名： 所在地： 電話番号：
移送の理由	
備考	1 標記の移送した事案に係る開示決定等及び開示の実施は、移送先の独立行政法人等の長（行政機関の長）が行うことになります。 2 複数の独立行政法人等の長（行政機関の長）に移送が行われた場合（自らも開示決定等を行う場合を含む。）には、開示実施手数料の300円の控除措置については、開示決定等が早く行われた法人文書に係る開示実施手数料から順次控除措置を取ることとなります。

*担当：独立行政法人日本芸術文化振興会 情報公開室

〒 (TEL.)

芸 第 号
年 月 日

法人文書の開示請求に関する意見について（照会）

（第三者） 様

独立行政法人日本芸術文化振興会
理事長

（あなた、貴社等）に関する情報が記録されている下記の法人文書について、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律第4条の規定に基づく開示請求があり、当該法人文書について開示決定等を行う際の参考とするため、同法第14条第1項の規定に基づき、御意見を伺うこととしました。

つきましては、当該法人文書を開示することにつき御意見があるときは、同封の「法人文書の開示に関する意見書」を提出いただきますようお願いいたします。

なお、提出期限までに同意見書の御提出がない場合には、特に御意見がないものとして取り扱わせていただきます。

記

- 1 開示請求のあった法人文書の名称
- 2 開示請求の年月日
年 月 日（ ）
- 3 上記法人文書に記録されている（あなた、貴社等）に関する情報の内容
- 4 意見書の提出期限
年 月 日（ ）
- 5 意見書の提出先

芸 第 号
年 月 日

法人文書の開示請求に関する意見について（照会）

（第三者） 様

独立行政法人日本芸術文化振興会
理事長

（あなた、貴社等）に関する情報が記録されている下記の法人文書について独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律第4条の規定による開示請求があり、開示決定を行いたいと考えています。

つきましては、同法第14条第2項に基づき、御意見を伺いますので、当該法人文書を開示することについて御意見がある場合は、同封した「法人文書の開示に関する意見書」を御提出いただきますようお願いいたします。

なお、提出期限までに同意見書の御提出がない場合には、特に御意見がないものとして取り扱わせていただきます。

記

- 1 開示請求のあった法人文書の名称
- 2 開示請求の年月日
年 月 日（ ）
- 3 法第14条第2項第1号又は第2号の規定の適用区分及び当該規定を適用する理由
- 4 上記法人文書に記録されている（あなた、貴社等）に関する情報の内容
- 5 意見書の提出期限
年 月 日（ ）
- 6 意見書の提出先

法人文書の開示に関する意見書

独立行政法人日本芸術文化振興会理事長 殿

氏名又は名称

住所又は居所

連絡先電話番号

年 月 日付けで照会のあった下記の法人文書の開示について、次のとおり意見を提出します。

記

1 照会のあった法人文書の名称

2 意 見

（1）上記法人文書の開示による支障（不利益）の有無

（2）支障（不利益）の具体的内容

芸 第 号
年 月 日

法人文書の開示決定について（通知）

（反対意見書を提出した第三者） 様

独立行政法人日本芸術文化振興会
理事長

（あなた、貴社等）から 年 月 日付けで「法人文書の開示に関する意見書」の提出がありました法人文書については、下記のとおり開示決定しましたので、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律第14条第3項の規定に基づき通知します。

記

- 1 開示決定した法人文書の名称
- 2 開示することとした理由
- 3 開示を実施する日
- 4 担当課等

＊ この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、独立行政法人日本芸術文化振興会理事長に対して審査請求をすることができます。（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には審査請求ができなくなります。）

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この決定があったことを知った日から6か月以内に、独立行政法人日本芸術文化振興会理事長を被告として、同法第12条に規定する裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます。（なお、決定があったことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起できなくなります。）

年 月 日

法人文書の開示の実施方法等申出書

独立行政法人日本芸術文化振興会理事長 殿

氏名又は名称

住所又は居所

連絡先電話番号

独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律第 15 条第 3 項の規定に基づき、下記のとおり申出をします。

記

- 1 法人文書開示決定通知書の番号等

日 付

※文書番号

- 2 求める開示の実施の方法

下表から実施の方法を選択し、該当するものに○印を付してください。

法人文書の名称	種類・量	実施の方法	
		1	①全部 ②一部（ ）
		2	①全部 ②一部（ ）
		3	①全部 ②一部（ ）

- 3 開示の実施を希望する日

- 4 開示実施手数料 円

- 5 「写しの送付」の希望の有無 有 ・ 無

- 6 「写しの送付」を希望する場合：郵送料 円

*担 当：独立行政法人日本芸術文化振興会 情報公開室

〒 (TEL.)

法人文書の開示の実施方法等申出書

独立行政法人日本芸術文化振興会理事長 殿

氏名又は名称

住所又は居所

連絡先電話番号

法人文書開示決定通知書（ 年 月 日付け 第 号）により
通知のありました法人文書について、既報のとおり開示を受けるので、独立行政法人
等の保有する情報の公開に関する法律第 15 条第 3 項及び同施行令第 9 条第 2 項の
規定に基づき、申出をします。

○ 開示実施手数料

開示実施手数料 _____ 円		(受付印)
------------------------	--	-------

○ 写しの送付による場合：郵送料 円

*担 当：独立行政法人日本芸術文化振興会 情報公開室
〒 (TEL.)

法人文書の更なる開示の申出書

独立行政法人日本芸術文化振興会理事長 殿

氏名又は名称

住所又は居所

連絡先電話番号

独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律第 15 条第 5 項の規定に基づき、下記のとおり申出をします。

記

1 更なる開示を求める法人文書の名称

2 開示決定通知書の日付及び文書番号
(年 月 日付け 第 号)

3 最初に開示を受けた日

4 更なる開示の実施の方法等

(事務所における開示の実施を受ける場合、その希望日)

(写しの送付を希望する場合は、その旨)

*法人文書の同じ部分について、最初に開示を受けた開示の実施の方法と同じ開示の実施の方法を受けることはできません。

開示実施手数料 _____ 円		(受付印)
------------------------	--	-------

開示実施手数料の減額（免除）申請書

独立行政法人日本芸術文化振興会理事長 殿

氏名又は名称

住所又は居所

連絡先電話番号

独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律第 17 条第 3 項の規定により、
下記のとおり、法人文書の開示実施手数料の減額（免除）を申請します。

記

1 開示決定のあった法人文書の名称等

（開示決定通知書の日付・番号： ）

2 減額（免除）を求める額

3 減額（免除）を求める理由

- ① 生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 11 条第 1 項第 号に掲げる扶
助を受けており、手数料を納付する資力がないため。
- ② その他

（注）①又は②のいずれかに○印を付してください。

①に○を付した場合は、当該扶助を受けていることを証明する書面を添付してください。

②に○を付した場合は、その理由を具体的に記載するとともに、その事実を証明する書面
を添付してください。

芸 第 号
年 月 日

開示実施手数料の減額（免除）決定通知書

（開示請求者） 様

独立行政法人日本芸術文化振興会
理事長

年 月 日付けで請求のありました開示実施手数料の減額（免除）申請について、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律第17条第3項の規定に基づき、下記のとおり、減額（免除）することとしましたので通知します。

記

1 対象となる法人文書の名称とその開示の実施方法

法人文書の名称：

開示の実施方法：

2 開示実施手数料を減額（免除）する額

芸 第 号
年 月 日

開示実施手数料の減額（免除）について

（開示請求者） 様

独立行政法人日本芸術文化振興会
理事長

年 月 日付けの開示実施手数料の減額（免除）申請については、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律に規定する減額（免除）理由に該当しませんので通知します。

記

1 対象となる法人文書と、その開示の実施方法

法人文書の名称：

開示の実施方法：

2 減額（免除）を求める開示実施手数料の額

3 減額（免除）が認められない理由等

（注1）

開示の実施を受ける場合には、上記2の開示実施手数料の追納が必要です。

（注2）

この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、独立行政法人日本芸術文化振興会理事長に対して審査請求をすることができます。（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には審査請求ができなくなります。）

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この決定があったことを知った日から6か月以内に、独立行政法人日本芸術文化振興会理事長を被告として、同法第12条に規定する裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます。（なお、決定があったことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起できなくなります。）

様式第 17 号（第 10 条第 2 項関係）

諮 問 書

芸 第 号
年 月 日

情報公開・個人情報保護審査会 御中

独立行政法人日本芸術文化振興会
理事長

独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律第 9 条の規定の基づく開示決定等について、別紙のとおり、審査請求があったので、同法第 19 条第 1 項の規定に基づき諮問します。

(諮問書別紙)

1 審査請求に係る法人文書の名称	
2 審査請求に係る開示決定等 (開示決定等の種類) ☐ 開示決定 ☐ 部分開示決定 (該当不開示条項) ☐ 不開示決定 (該当不開示条項)	(1) 開示決定等の日付、文書記号・文書番号 (2) 開示決定等した者 (3) 決定の概要
3 審査請求 ☐ 審査請求 ☐ 異議申立て	(1) 審査請求日 (2) 審査請求人 (3) 審査請求の趣旨
4 諮問の理由	
5 参加人等	
6 添付書類等	①法人文書開示請求書(写し) ②法人文書開示決定等通知書(写し) ③審査請求書(写し) ④理由説明書 ⑤その他参考資料(第三者からの反対意見書等)
7 諮問庁担当課、担当者名、電話番号、FAX番号、メールアドレス、住所等	

注1) 2の(開示決定等の種類)については、該当する開示決定等の□をチェックすること。
また、部分開示決定又は不開示決定の場合は、該当不開示条項(法第5条各号、第8条又は文書不存在)を記載すること。

注2) 4の(諮問の理由)については、例えば、「原処分維持が適当であると考えため。」、「全部開示とすることが適当と考えるが、第三者の反対意見書が提出されているため。」など、諮問を必要とする理由を簡潔に記述すること。

芸 第 号
年 月 日

(審査請求人) 様

独立行政法人日本芸術文化振興会
理事長

情報公開・個人情報保護審査会への諮問について（通知）

独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律第9条の規定の基づく開示決定等に対する次の審査請求について、同法第19条第1項の規定により情報公開審査会に諮問したので、同法第19条第2項の規定により通知します。

1 審査請求に係る 法人文書の名称	
2 審査請求に係る 開示決定等	(1) 開示決定等の日付・記号番号 (2) 開示決定等をした者 (3) 開示決定等の種類（開示決定、部分開示決定又は 不開示決定）
3 審査請求	(1) 審査請求日 (2) 審査請求の趣旨
4 諮問日・諮問番号	年 月 日 ・ 諮問 号

<連絡先>

独立行政法人日本芸術文化振興会
情報公開室
〒
TEL

注1) 4の「諮問日・諮問番号」の欄は、情報公開・個人情報保護審査会が付す番号である。

芸 第 号
年 月 日

審査請求に対する決定通知書

殿

独立行政法人日本芸術文化振興会
理事長

独立行政法人の保有する情報の公開に関する法律第 9 条の規定に基づく開示決定等に対する審査請求について、次のとおり決定しましたので通知します。

審査請求のあった 法人文書の名称	
審査請求に対する 決定	
審査請求に対する 決定の理由	

* 担 当：独立行政法人日本芸術文化振興会 情報公開室
〒 (TEL.)